

令和元年 第4回定例会  
総務文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和元年第4回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和元年12月9日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	金子 恵
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	浦川 圭一	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	参事	森本 陽子
--------	-------	----	-------

説明のため出席した者

総務部長	山本 昭彦		
(総務課)			
課長	荒木 秀一	課長補佐	小川 貴弘
係長	関口 直人		
教育次長	森川 寛子	教育委員会理事	金崎 良一

本日の委員会に付した案件

議案第80号 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
議案第81号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第82号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第83号 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第84号 長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
所管事務調査 通学路の整備について

開 会 9時36分

散 会 14時20分

**○委員長（河野龍二委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会します。令和元年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案について審査を行います。本日はただいまから、議案第81号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第82号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第83号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件までを一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

**○総務課長（荒木秀一君）**

皆様おはようございます。それでは早速でございますけども、議案第81号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。議案第82号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第83号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。今回の条例改正につきましては、町議会議員及び三役の期末手当の支給割合につきまして、特別職の国家公務員の給与改定に準拠し、期末手当の支給割合を同様に引き上げるため条例改正をお願いするものでございます。第1条は、12月の期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の192.5に改めることにより、0.25月分引き上げ、総支給割合を3.4月分とするものでございます。第2条は、令和2年4月1日以降における6月及び12月の期末手当に係る支給割合を特別職の国家公務員と同様に平準化するために、それぞれ100分の170に改めるものでございます。附則につきまして、第1項、第2項の規定により、本条例第1条は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものとし、第2条では令和元年4月1日から施行することとしております。第3項では、期末手当の内払いについて定めております。なお、資料といたしまして、議案第81号、82号、83号の条例改正案に係る新旧対照表を提出しておりますので、併せて御参照願います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

提案理由の説明を受けました。これから、まずは全体に関わるところで質疑があれば質疑を行い、そのあと各号ごとに質疑を行いたい。全体に関わるところで質疑をお願いしたいと思います。質疑はありませんか。

内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

それぞれ期末手当が上がることによって、金額はどの程度上がるのか、どの程度になるのか、それを教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**○委員長（河野龍二委員）**

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議会議員の期末手当の引き上げによるものが134万ほどの影響額となります。次に、三役です。影響額が合計で68万6,000円の増となっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

提案理由の中に特別職の国家公務員の給与改定に準拠するためという理由になっておるんですが、これは常に準拠してるんですかね。そこら辺の今までの実態というのをちょっとお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

特別職の国家公務員の給与改定に準拠するという考え方なんですけど、期末手当に関して本町においても、いつからか覚えてませんけども、基本が2.6月がスタートだったんですが、現在が3.15ということで、この改定があるごとに常々準拠してきている状態でございます。それと県内の全ての市町においても準拠しているというような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

昨年の12月に改定をしていないという経緯も存じてはいるんですが、確認のためにお答えいただければと思うんですけれども、この報酬改定は人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の報酬改定に準ずるということですが、今回の令和元年法律第52号での改定はあくまで0.05月分引き上げのはずなんですけど、なぜ総支給割合が本町においては3.15から3.4に一気に上がるのかっていうのを御説明いただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員の御指摘のとおり本年については、0.05月引き上げるというのが特別職の規定でございますけども、今回0.25月をお願いしております。この0.2というのが昨年、議案の上程をさせていただいた0.2月分の引き上げ、ただ、議案の上程までにとどまったもので、合わせたところで0.25月をお願いすると。これを0.25月引き上げることによって、ほぼ全ての県内の市町の期末手当が足並みが揃ってくるというようなところも考えておまして、報酬とはちょっと切り分けて手当の部分という

ところで同様な水準に合わせていただきたいと思いますのでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

昨年の12月の議会では、議員報酬の改正案だけ出されて、三役の給与改定案が出されてなかったと思うんですが、当時の委員会審査の議事録を読みますと、慣例であれば議員と三役っていうのは改定案と一緒に出されるものが、三役のものが上程されなかった理由について、副町長が町長のお気持ちで見送ると私は勝手に理解したというようなちょっと漠然とした説明があったみたいなんです、その中に漠然とはしてたんですが、町民の皆様が御負担を掛けたんじゃないかという思いがあったというようなこともおっしゃっているんですが、今回は前回上げなかった分も、言ってみれば取り戻すように一気にほかの所と合わせるように上がっているように思うんですが、前回上がらなかったのは、町長のお気持ちで上程を見送ったというようなことが、今回は、それを取り戻すように0.25上げることについては、そういうお気持ちは働かなかったんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

あくまで私ども所管としましては、期末手当というのを県内でほぼ横並びにするというつもりでおります。町長の考えというのは、また別のところにあったんだろうと思っております。あくまでも今回0.25引き上げるっていうのは、昨年慣例に倣い掛けておりましたが、議員の期末手当について0.25上げる意思表示はさせていただいております。加えてやはり横並びさせていただきたいということで、さらに0.05を加えたところで引き上げをするということで、所管の判断のところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の私の質問にちょっと関連してなんですが、大元にこの人勸を参考にしていることになれば、下がった時期もありましたよね。そういった場合も対応をされてきたんですかね、今まで。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

下がったときっていうのは過去にはあったのかもしれませんが、基本2.6月としてスタートしてきておりまして、その後、下がったときがありません。ずっと上がっておりますので、その分の改正をお願いしてきているところがございます。だから今後、

もし下がることだったらそれも準拠して下げるという意味合いのものでもございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程総額の影響額は説明していただきましたけれど、それぞれ12月支給分の期末手当がどれだけ今の現状から幾ら増えるのかですね。その辺を議長、副議長、議員、委員長、町長、副町長、教育長、その数字を教えてくださいだと思いますけども。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは、まず議員の場合、こちらの方の影響額が8万円程度です。次に、議長が約10万7,000円です。副議長、約8万9,000円。委員長、約8万4,000円。これに人数を乗じて先程の影響額になると。三役の期末手当をちょっと個々に今、持って来ておりませんので、申しわけありません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

あと提案理由のところ、町長も本会議の中でちょっと説明を言われてた、今そのときの状況が分からなくて、こういう説明をされたのかなというふうに思うんですけども、81号のところ、大多数の議会においてというふうな説明を言われて、そうすると全ての議会ではなく大多数の議会、いわゆる今回この人事院勧告に基づく期末手当の支給の改定をしてない議会もあると、そういうふうに言われたのかなというふうに思いますけども、それはそういう状況があるということで間違いないですかね。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

町長の提案時におきまして、私どものリサーチが届いてない部分があって、県内で期末手当を準拠しない自治体が昨年まで1自治体あったんですね。そこが12月末をもって昨年の、同等の3.35月に引き上げたことによって、21市町が揃ったというところで先程私の方で全てというふうに言い方をちょっと変えました。申しわけありません。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうするとそれは県下の議会においてっていうところですね。いわゆる全国の議会ではどうかっていうのはまだ分からないところではあるということで、もう一度確認させていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

全国については把握をしておりません。県内の自治体におきましては準拠をしているというところがございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

同僚委員からもちよつと言われたんですけど、これまで提案理由は、期末手当のときだったのか、報酬引き上げもそもそも余り出てないんで、期末手当の改正のときに出たと思うんですけども、近隣市町の状況を見てっていう提案理由をされてたと思うんですよね。今回はあくまでも特別職の国家公務員の給与改定に準拠するためと、先程言われるように21市町が全てそうなってくると、近隣市町と平準化じゃないですけどね。合わせるためっていう提案理由でもよかったのかなって気もしないんじゃないんですけども、ちょっと私が間違ってたら申しわけないですけども、今回、提案理由がそういうふうな形になった根拠というのが何か特別あるのか、教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

私が申し上げた全ての自治体が準拠していると申しますのは、特別職の国家公務員に準拠する方向性で常々上げてきている自治体が21市町あると。本年の改正について全ての自治体が全て0.05引き上げているというところまでは確認はしておりません。ただし近隣におきましては引き上げ上程をしてるところは確認を取ったところでございます。言い方がまずくて申しわけありません。趣旨はそういうことでございます。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第81号について討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木委員。

#### ○委員（八木亮三委員）

この議案第81号に反対の立場から討論いたします。本条例案は、本町議会議員の年2回の期末手当支給額の総支給割合を3.15月分から3.4へ0.25月分、大幅に引き上げるもので、全議員、議長、副議長、合計しますと年間約134万円多くの議会費が必要となります。反対の理由はいくつかありますが、まず9月議会で審査いたしました平成30年度決算についての長与町監査委員からの意見書にも経常収支比率が93.4%と前年度比で0.2ポイント悪化しており、類似団体の平均と比較しても2.7ポイント高いという指摘などもなされているにも関わらず、そのような本町独自の財政状況の実績に関係なく、人事院勧告に基づいた特別職公務員の給与改正にただ合わせるというのは、主体的な自治体運営とは言えず、町民の理解も得られないどころか、むしろ不信を招くだけでしかないということが挙げられます。また、一般職員と異なり、議員、町長、教育長等は、そもそもキャリアや経験評価による昇給が前提となっておらず、それを承知で年間の報酬総額等にも納得した上で自らその職に就くことを選んだのであり、生活給か活動給か等に関わらず、昇給を希望すべき立場ではないと考えます。議員のなり手不足に頭を悩ませる、試行錯誤してる自治体が多いのは現実で、議員のなり手不足解消の1つの方策として、議員報酬、期末手当等の引き上げを検討及び議論すること自体は何ら問題ないと思いますが、それは少なくとも次回、議員に関しては4年後の一般選挙後の議員報酬について上げるかどうかといった議論として行われるべきであり、現在の議員は、先程述べましたとおり議員になる時点で現在の報酬に合意もしているとみなしてよいと思います。以上の理由によって反対いたします。

#### ○委員長（河野龍二委員）

次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。



八木委員。

○委員（八木亮三委員）

議案第82号について反対の立場から討論いたします。本条例案は、町長及び副町長の年2回の期末手当支給額の総支給割合を算定基礎額の3.15月分から3.4月分へ、0.25月分大幅に引き上げるもので、先程と同じく経常収支比率は高いという指摘がある中での大幅な改正、並びに本来的に昇給を想定して就く職ではないという考えから反対いたしますが、それ以外の理由としましては、昨年12月の定例会において、今回と同様に昨年も人事院勧告等があったにも関わらず、議員報酬の改正案だけ上程され、三役の期末手当改正案の上程は見送られました。その際の審査の過程で、三役の期末手当改正案が出されなかった理由に、諸般の事情を考慮して町長のお気持ちでというような説明がなされておりますが、非常に漠然とした説明で真意のほどは量りかねますが、その前年の公共施設の有料化や昨年3月の敬老祝金の減額などへの批判に配慮したものと推測はいたします。そういった事情の中で、昨年12月は条例改正案を出さずに据え置いたのであれば、仮に今回、期末手当を引き上げるにしても、特別職の国家公務員の今年の引き上げ割合である0.05月分の引き上げで抑えるべきであり、慣例であれば昨年引き上げられていたはずの0.2月分を上乗せして0.25月分一気に上げるというのは、昨年12月の据え置きは、住民の溜飲を下げるためのパフォーマンスであり、1年だけ引き上げを我慢し、結局昨年引き上げなかった分も合わせて0.25月分上げるというのは、いわばほとぼりが覚めたところで、その遅れを取り戻したに過ぎないと感じます。これについては、同様な思いから不信感を持つ住民もいるのではないのでしょうか。現場の職員の努力により町民の普段の生活に大きな支障は無いと思われませんが、全国の町村で人口の社会減がワーストワンとなり、また、企業誘致等も進んでおらず、まちづくりにおいて大きな成果があるとは言いがたい状況で、積極的に期末手当を大きく引き上げるべき理由は見当たらないと考えますので、反対いたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第83号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

議案第83号について反対の立場から討論いたしますが、こちらにつきましては先程の議案第82号の反対討論と同様の内容ということで、反対理由とさせていただきます。

**○委員長（河野龍二委員）**

次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、本常任委員会に付託を受けました議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

**○総務課長（荒木秀一君）**

それでは、議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。本年の人事院勧告におきまして民間給与との較差を埋めるために、初任給を大学卒業者で1,500円、高校卒業者で2,000円引き上げるとともに30代半ばまでの棒給表の水準を平均0.1%引き上げる勧告がなされており、長崎県人事委員会においても同様の勧告がなされておりますので、これらの勧告に準じまして改正を行うものでございます。また、加えまして成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法における成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることとなるため、関連条文を改正するものでございます。第1条は、12月の勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の97.5に改めることで、0.05月分引き上げ、総支給割合を1.9月分とするもの、また、別表第1の行政職給料表の改正を行うものでございます。第2条の説明をいたします。第2条は地方公務員法において成年被後見人及び被保佐人に該当した職員の失職規定が削除されたことに伴う改正でございます。第4条の2

の改正は、再任用職、短時間職勤務職員の給料の計算方法について引用する条文の整備を行うもの。第17条の改正は、期末手当の支給対象者について、第17条の2の改正は期末手当の支給制限について。第18条の改正は勤勉手当の支給対象者について。第19条の改正は休職者の給与の支払いについて、それぞれ成年被後見人及び被保佐人に該当し、失職した職員に係る規定を削除するものでございます。続いて、第3条は、職員の住居手当及び勤勉手当の支給割合を平準化する改正でございます。第9条の改正は、住居手当の支給対象となる家賃の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるもの。第18条の改正は、勤勉手当の総支給割合の平準化を図るものでございます。附則でございますが、第1条第1項では、本条例は公布の日から施行し、ただし第3条及び附則第2条の住居手当に係る規定については、令和2年4月1日から施行するものとしております。第2項では、本条例第1条の規定は平成31年4月1日から適用するものとし、第3項では、給与の内払いについて規定をしております。また、第2条では、住居手当に関する経過措置を定めております。本条例の改正後におきまして、住居手当が2,000円を超えて減額される場合については、施行日から令和3年3月31日までの間に限り、減額される上限額を2,000円とする経過措置を規定しております。以上が改正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

これから質疑を行います。  
質疑はありますか。  
内村委員。

**○委員（内村博法委員）**

今回の人事院勧告ですね。初任給及び若年層の俸給月額を引き上げると、勧告ではなってるわけですね。具体的にこの俸給表が提示されているわけですがけれども、どの部分をどういうふうに変えたのかということと、それから国家公務員との給与水準が地域によってはそれぞれ違って来るんですけれども、どう違って来るのか。イコール100なのか、あるいはそれを下回るものなのか、その辺りを教えていただきたいと思います。

**○委員長（河野龍二委員）**

小川補佐。

**○課長補佐（小川貴弘君）**

今回の改正につきましては、30代半ばまでの引き上げというふうになっておりますので、それに伴いまして別表第1の給料表につきましても、高齢層は上がらないような形になっております。例示をいたしますと、まずは1級につきましては1級79号まで引き上げをされております。引き上げ額は若年層になるにつれて高くなりまして、1級の79でいきますと200円ほどの増ということになります。続きまして2級につきましましては2級の47号まで引き上げております。3級につきましては31号までになります。4級になりますと15号、5級になりますと7号ということで、それに伴いまして

一般行政職159名のうち、1級で引き上げられた者は26名、2級で引き上げられた者が22名、3級で引き上げられた者が37名、3級のうち2人は引き上げをされておられません。4級に行きますと1人だけ引き上げがなされておまして、残り23名は据え置きということになります。5級におきましては対象者はゼロと、全て据え置きというふうな改定になっております。2点目の質問になりますが、国家公務員との給料表の較差についてですが、こちらはそのまま国家公務員の一般行政職の給料表を適用しておりますので、同額となっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

実際、今回の改正に関わるような話ではないんですが、以前、長与町、職員構成が非常に年齢が退職に近い人たちがたくさんおられて、その当時に、ラスパイレス指数っていうのはまだあるんですか。そういったものが国と比べて高いんじゃないかなっていうようなことも言われとったんですが、今、随分、人口構成っていうか、職員のすっきりされてきた中で、そこら辺はどういう状況にあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

ラスパイレス指数につきましては、令和元年度につきましてはまだ公表されておられないので前年度の平成30年度の指数を申し上げます。前年度はちょうど100ということで、国家公務員と同等のところちょっと落ちついてきてます。要因といたしましては、ラスパイレス指数の計算方法としまして、高卒の額が高い方が引き上げの要因となつたというところで、そういった対象の方が退職をなされ、伴いまして改善をしたということで、給与が高かったということではなく、高卒の方も平等に昇格をした本町のそういった姿勢が表れた結果だということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは、まず1つ目に今回の改正に係るいわゆる増額分をどの程度見込んでるか。当然あれでしょうから、概算で構いませんので教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

給与改定に伴う増額分でございますが158万6,000円でございます。それから勤勉手当の引き上げによるものでございますが、これが357万円でございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

条例を見てみると、いわゆる民間との較差解消ということで、増額が主なものかなと思うんですけども、私の見解が間違っていたら指摘して欲しいんですが、減額に関わる部分というのが住居手当。これちょっと住居手当は、逆に支給額が下がるのかなと見るんですけども、まずその見解はどうなのかどうか、正しいのかどうか、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

住居手当の改正につきましては令和2年度からの改正になりますので、今回上程をさせていただいている補正予算とは関連性はございませんが、今回減額になっている理由としましては、当初を見積もる上で1月1日現在の職員で計上をさせていただくというところで、年度内で若い方が新規で住居を持たれて住居手当が発生するといったときに、実際、予算が無いので支給しないということはできませんので、一定の予備費としまして、ある程度そういったのを勘案して計上させていただいていると。ここに来まして、12月においてある程度見込みが立つ状態になっておりますので、そういった予備費的なところを含め減額を計上させていただいてるところが主な要因かと思えます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

まず、それならば、なぜこれが減額になってるのか、減額を上程されたのかということですね。予算関係じゃなくて、いわゆる住居手当を減らすっていう方向性ですたいね。この件について、なぜっていうことをお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

住居手当ですね、こちらもちろん人勧に基づく改正になっておるんですけど、住居手当に関して決定するときに、例えば労使交渉の中でというような中に協議の中にやっていくというのもひとつの方法ではあるんですが、私達が給与面であるとか、そういった諸手当全てにおいて人勧に準拠しているという過程におきましては、今回につきましてもやはり準拠するのが一番妥当だということで引き下げになる結果にはなりますが、一部では、できれば上限は1,000円引き上げるものにはなりますので、だから恩恵を受ける方、受けない方というのは当然出てまいります、そういった中で、今回条例の改正をするような判断に至っております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

最後にしたいと思いますけど、この件で恩恵を受けるっていうケースも出てくるんですかね、これで。そこ確認だけしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

現状の住居手当がこの条例の制定によってどうなるかと現行のスタイルで行ったときに、増額になる方が34名いらっしゃいます。これが金額にして3万1,500円、減額になる方、これが27名いらっしゃいます。これがマイナスの4万2,250円、トータル的には1万750円の住居手当の支出が減額となるということになります。これはひと月分になりますので、年間では12万程度になります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

住宅手当の話が出たので、分かる範囲で結構ですが、まず対象者が何人ぐらいおられるのかということと、あともし分かればそのうち町内、町外の方の割合、数が分かれば、

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

対象者は62名でございます。だから据え置きっていう方が1名いらっしゃると、先程申し上げた数に。この内訳でございますが、町内、町外っていうのは把握しておりませんので、申し訳ありません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

給与の改正の議案というのは私も初めてなものですから、ほかの皆さんはもう御存知のことかと思うんですけれども。行政職給料表の職務の級というのは、例規集の方から1級、2級と拝見したんですけれども、この縦の号級っていうのは、どういう基準で分かれてる。年齢とか、経験数とか、ちょっと簡単に説明していただければと思うんです。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

号級につきましては、基本的には毎年4号昇級していきます。然るべき時期になりますと、今度、昇格というような形で1級から横にスライドしていくと、そういった仕組みになっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

私も先程から全然分からなかったこの号級なんですけども、ちょっと確認したいんですけど、この号級って幅広くあるんですけども、例えば、初めて採用された方が号級の、例えば1号から5号までの方でそれぞれ別々になってる場合もケースもあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

大学卒業をされた方が直採でうちに入られた場合は1の25をスタートをいたします。例えば高卒の方が入られた場合は1級の5号から毎年4号ずつ昇給をしていく仕組みになっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

毎年4号ずつ昇給するっていうのは、それもちょっとよく分かりにくいんですけども、例えば人によっては3号しか上がらんとか、2号しか上がらんとか、それとももう4号ずつは絶対上がると、その辺ちょっとお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

基本的には4号級の昇給が原則としております。現在、人事評価というものも導入しておりますので、そういったところで4号級を上げるのが基本となりますが、果たしてそこまで上げていいのかという視点でも、適正な運用をするような形では行っております。逆に1級から2級にわたるっていう昇格に伴うというところ、主事補から主事、主事から主任、主任から主査というふうな格が上がるごとによって級が上がるというイメージで、先程の御質問のちょっと補足になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確認なんですけど、これは例年4月から遡って支給されるんですかね。そこだけ確認しときたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

附則の施行期日のところですね。第1条第2号で31年4月1日から適用するという  
ことで、4月1日まで遡って適用することとしております。

**○委員長（河野龍二委員）**

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第84号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採  
決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時33分～10時45分）

**○委員長（河野龍二委員）**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから本常任委員会に付託を受けました議案第80号長与町会計年度任用職員  
の給与及び費用弁償に関する条例の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。  
荒木課長。

**○総務課長（荒木秀一君）**

それでは、議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に  
つきまして御説明いたします。本議案は、臨時非常勤職員の適正な任用の確保などを目  
的といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月  
1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が導入されることとなります。こ  
れに伴いまして必要な勤務条件、そのほかの規定を行うこととするために、関係条例の  
一部を改正することも併せて行うようにしております。第1条につきましては制度の趣  
旨を規定するものでございます。第2条につきましては、フルタイム及びパートタイム  
の会計年度任用職員それぞれの給与の定義と支払い方法について規定をしているもの  
でございます。第3条から第16条までにつきましてはフルタイム会計年度任用職員に係  
る規定でございますが、第3条におきまして、フルタイム会計年度任用職員の給料は長  
与町職員の給与に関する条例、別表第1に掲げる行政職給料表の1級及び2級を適用す  
る旨を規定。第4条は職務の内容及び給料表に定める職務の級に分類する旨を規定。  
第5条は号級については規則で定める旨を規定をしております。次に、第6条は給料の  
計算期間、支給日などの給料の支払い、支給方法について。第7条は通勤手当について、



第8条は時間外勤務手当について、第9条は休日勤務手当について、第10条は夜間勤務手当について、第11条は宿日直手当について、それぞれ給与条例を準用し読み替え規定を設け、常勤職員に準ずる旨を規定をしております。第12条は時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間手当の額を算定する場合における1円未満の端数の処理方法を規定しております。また、第13条は期末手当の支給要件についての規定となっております。次に、第14条は特殊勤務手当の種類、支給等につきましては一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例に基づく旨を。それから、第15条では勤務1時間当たりの給与額の算出の根拠を、第16条では定められた勤務時間中に勤務しない場合において、給与を減額する旨を規定をしております。次に、第17条から第28条までにつきましては、パートタイム、会計年度任用職員に係る規定でございます。第17条はパートタイム、会計年度任用職員の報酬は、別表第2、報酬基準月額表の職種の区分に応じて適用するものと、別表第3、外国語指導助手に係る勤務年数別報酬表を適用するものであり、それぞれ適用する場合の月額または時間で定める報酬について規定をしております。第18条は、別表第2を規定する場合の号級については規則に委任する旨を設けております。第19条は時間外勤務に係る報酬について、第20条は休日勤務に係る報酬について、第21条は夜間勤務に係る報酬について、支給できる旨とそれぞれの報酬額の算定根拠を規定をするものでございます。第22条は時間額で報酬を支給する場合の1円未満の端数処理方法を規定をしております。第23条は期末手当の支給要件についての規定でございます。また、別表第3を適用する場合、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない場合については、本条の規定から除外する旨を併せて規定をしております。第24条は報酬の計算期間支給の根拠規定。第25条は時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を支給する場合における1時間当たりの報酬額の算定根拠を規定。第26条は月額により定められる報酬の場合、正規の時間内に勤務しない時間について減額をする旨を規定しております。第27条は通勤に係る費用弁償については給与条例を準用するものとし、極端に通勤する回数が少ないものなど準用規定に依りがたい場合については規則に定める旨を規定しております。第28条は公務のための旅行に係る費用弁償について支給することとし、支給額については長与町職員の旅費支給条例の例による旨を規定しております。また、外国語指導助手の帰国時の費用弁償についても規定をしております。第29条はフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与から控除を行う際には給与条例を準用し、常勤職員に準じる旨を規定。第30条は本条例施行に関する事項を規則に委任する旨を規定をしております。

続きまして附則でございます。第1条は本条例の施行期日を令和2年4月1日とすることとしております。第2条から第8条までにつきましては、本条例の改正に伴い所要の改正が必要となる条例につきまして改正を行うものでございます。第2条は職員の特例に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、地方公務員法の改正によりまして、会計年度任用職員が特例の対象となったため、所要の改正を行うもの。

第3条は職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部改正で、附則第2条と同様に会計年度任用職員が懲戒対象となったために所要の改正を行うものでございます。第4条は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、改正前の当該条例別表に規定される職務のうち、会計年度任用職員に移行する職務について別表より削除し、整理を行うものでございます。第5条は長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、当該条例に会計年度任用職員の給与について規定をするもの。第6条は長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の勤務時間等を規定をしているもの。第7条は長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、フルタイム会計年度任用職員を常勤の職員と同様に公表の対象に加えるというものでございます。第8条は長与町の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中、長与町の育児休業等に関する条例を準用していることから、制度上不要とされる勤勉手当に係る規定を除外するものでございます。別表第1は、フルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表により職種、職務の級及び基準となる職務を規定をしております。別表第2におきましては、報酬基準月額表によりパートタイム会計年度任用職員の職種及び号級を規定をしております。別表第3は、外国語指導助手に係る勤務年数別報酬表により、外国語指導助手に係る職種に係る勤務年数報酬を規定をしております。以上が本条例の主な内容でございます。あと提出資料につきましては、担当の方から御説明申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

小川補佐。

○課長補佐（小川貴弘君）

それではお手元の会計年度任用職員制度に係る資料について御説明申し上げます。まず初めに①番、雇用形態の表になりますが、こちらは会計年度任用職員の処遇につきまして、給与、旅費、手当、休日、休暇と社会保障等に分け、現在の場合、移行後の7時間45分を下回る任用であるパートタイム職員の場合、7時間45分の任用であるフルタイム職員の場合に分け一覧にしております。まず、常時任用をしております概算の人数についてですが、現在、非常勤嘱託職員を92名、臨時職員を52名、合計144名任用しております。このうち廃止される場合、新規で増える場合、そういったのを勘案いたしまして、予定といたしまして140名から160名の任用を予定しております。フルタイム職員につきましては、現在の任用が全てパートタイム職員での任用となっておりますので、移行の予定はございません。給与、旅費、手当につきまして、まず、給料、報酬の別につきましては、現在、臨時職員に対しまして賃金を支給しておりますが、こちらが廃止され報酬に統合されます。フルタイム職員につきましては、職員と同等に給料を支払うこととなります。続きまして、旅費につきましては、現行と同一ということとなります。下の手当のうち大幅な変更点といたしましては、期末手当の支給が可能

となったこととなります。但し要件がございまして、週15時間30分以上の勤務時間かつ6か月以上の任用、基準日に任用されている場合が該当いたします。その他、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当につきましては、こちらの業務が職員が主となってすべき業務というふうに捉えておりますので、積極的に業務を拡大し、会計年度任用職員にそういった仕事をさせようというような考えはございません。続きまして、休日休暇等につきましては、年次有給休暇につきましては、現在と同等ということになりますが、下の特別休暇につきましては、現在の任用が職員と同等に付与しているものと、そうでないものと混在をしております。しかしながら、会計年度任用職員に移行いたしますと、一部を除きまして大幅に拡充され、職員と同等に付与することとなります。また、育児休業、介護休業につきましては、更新を含み1年以上の任用の場合、職員と同等に付与することが可能となります。最後に、社会保障等につきましては、1年以上任用されるフルタイム職員について退職手当の支給が必須となったことが大きな変更点でございます。以上で①番の説明を終わらせていただきます。

続きまして②番、給与改定後の給与モデルにつきまして、こちらはまだ現在検討を進めてる最中ですので、確定ではございません。しかしながら、こちらに掲げております3職種につきましては、月額報酬を維持したまま期末手当を支給し、一番右側の年収差額の方に記載をしておりますが、年40万円以上の処遇改善を図ることを予定をしております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

**○委員長（河野龍二委員）**

荒木課長。

**○総務課長（荒木秀一君）**

あと、このほかに資料といたしまして、参考までに長与町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則案というのを御提出させていただいております。この辺まだ決定されたものではございません。一部、空白のものであるとか、ちょっと不完全な記載となっておりますが、参考までに御参照いただければと思っております。

**○委員長（河野龍二委員）**

議案の説明をいただきました。資料請求の中で、各課の嘱託職員、パート職員の数なんかもお願いしたんですけども、出なかった分は口頭でも答えていただける内容ですかね。そこら辺は出るか出ないかは別として、必要な議員は質疑の中で対応していただきたいというふうに思います。

それではただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

結構複雑な制度を私もちょっとまだ把握できてない部分もありますので、質問が順不同になるかもしれないんですが、今いただいた資料の中の改正後の給与モデルを拝見しますと、3つの例が出ていて、いずれも御説明いただいたとおり年収で40万以上の増

額になるようですが、これだとかなり人件費が増額すると思うんですが、どのぐらい増額になるかという試算がなされているのかってということと、その場合の財源として国からの財源措置がしてもらえるのか。してもらえる場合には、その負担割合などが決まっているか、というところをお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず影響額です。これは現在の4,000万程度を考えております。伴う財源措置ということでございますが、交付税措置ってというのが、今こう目に見えた形にはまだなっていないんですよね。こういった形で各自治体から交付税の措置をしていただくようなことを、国の方に一斉に上がってる状態です。ところが、まだこれが決定しておりませんっていうふうに私も認識しております。と言いますか、正式に通知が下りてきておりません。ですので、かといましてこの財源が無いからということと、この制度を確立するときにセットで考えていかなければならない観点もございますけども、それ以上にこの制度を考えたときに、現在の任用の適正化を図るという観点からは、これだけの影響額が出るものは、もう致し方ないというところで考えております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のとは別のところなんですけど、いただいた資料で改正前とその後でフルタイムが0人、パートタイムが140人から160人予定となっておりますけれども、この会計年度任用職員の中には学識経験のある特別職非常勤、臨時的任用という括りもあるみたいですが、今の時点でそういう方はいらっしゃるのでしょうか。人数とかあればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

もちろん、そういった方も現在でいう相談員であったりとか、専門員というのが現状、任用がありますので、そういった方ももちろんここに含んでまいります。フルタイムが予定が無いということは、現在の任用自体におきましてフルタイムって方はいらっしゃらないんですね。当面制度開始に当たっては、現在の任用の状態を引き継ぐっていうような形で考えております。所管所管におきまして、任用の時間等というのが必要に応じてっていうのは出てくると思うんです。この先その辺も協議をしながら、令和2年度スタート後、令和3年、4年と進んでいくうちに、フルタイムの方が出てきてもいいように、今回は制度条例を整えてるということで御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず俸給表がありますよね。別表第2ですね、報酬基準月額表というパートタイムに適用される表があるわけですが、一番最低の1号級13万2,300円と書いてあるわけですね。これは大体1時間当たりに換算すると幾らになるんですか。まずそれをちょっと教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

時間当たり時給813円に相当するものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると現状、今募集をされておりますよね、登録制で。それが800円時給がなってるわけですよね。800円ですね。800円で今募集されてますよね、パートタイムはね。それよりも13円上がると、こういうふうに捉えていいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

あくまでも1の1というところでの時給813円になりますが、パート賃金というのは毎年引き上げというのが、もちろん行われております。現在でもこの813円を使用するところでは考えていないところです。若干上げたところでは想定をしております。この辺も今後、近隣等も見ながら然るべきところに位置付けをされるということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると最低賃金が今790円ですかね、長崎県ではですね。それでも813円と。ただ、この最低賃金が毎年毎年変わってきますから、月額表を変えてやる手もあるんですけども、当てはめるときに、例えばもう3号からやろうとか、3号にするとか、あるいは4号にするとか、そういう当てはめになるわけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

時給ベースでももちろん捉えますので、そこに相当する号級のところに位置付けを規則の中で位置付けるということにしております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それと先程の説明の中で第80号会計年度任用職員制度に係る資料ということで御説明いただいたんですけども、この中で①のところで保険ですね。年金の要件ということで、1週間の勤務時間が正規職員4分の3以上であること。1日またはですね。それで、じゃあ実際の勤務時間というのが今の要綱でいきますと5時間45分になってますね、このパートタイムはですね。パートタイムは5時間45分というのは下回るわけですよ、4分の3を僅かに。僅かにね。だから、本当は厚生年金の今拡大と言われてるから、本当はその厚生年金の拡大を図っていかないといかんわけですけども、ただ人によっては厚生年金を徴収されるわけですよ。だからそれを入らないと言う方もひょっとすると中にはおられるかもしれませんが、この5時間45分というのは非常に微妙なんですよね、そういう意味では。今、登録されている人はその条件で雇っておられるわけですよ。その勤務時間がどうなるのかっていうのが、ちょっと心配なところであるわけですけど、その辺りはどういうふうに運用されていくか。この勤務時間ももう恐らく規則というか、運用の中で個々の人の当てはめでやっていかれると思いますけど、例えば自分はもう4時間しかしたくないとか、あるいは5時間しかしたくないとか、いろいろ当てはめのときに、そういう方もおられると思うんですけども、そういう場合に例えば厚生年金の加入したいという人、希望もあるかもしれませんがね。そういう場合には、この勤務時間を増やしてあげないとできないわけですよ。今5時間45分ですか、募集要項ではなっておるわけですね。パートタイムの、ホームページで載ってましたけど、時給が800円、勤務時間が5時間45分となってるんですね。5時間45分はそしたら4分の3にはならないわけね。だからその辺りはやはり厚生年金に加入したいと言う人もおられるし、それから健康保険ですかね、今、公務員の方は共済組合に入ってますよね。共済健康組合かな。企業は企業独自の組合がありますし、それ以外は健保協会かな、協会健保って言われるとこなんですけども、その要件も満たしていかないと共済組合の保険に加入できないということになるわけですよ。今、この保険料っていうのが、公務員の場合は町と職員と折半になってるはずですよ。厚生年金も掛金は半分ずつ折半になってる。企業もそうなんですけど、会社が半分、そして働く人が半分、実際、非常に負担が減るわけですよ。全然そういう所に雇用関係が無い人は全額払っていかないといかんから、やっぱりこの負担が大きくなるわけですね。したがって、そういう厚生年金とか、あるいは保険の加入をしたいと言う人は、希望が多くなってくるんじゃないかなという予想はします。ただし、逆に言えば負担も増えるわけですよ。半分と言えども負担が増えていくわけですけども、その辺りをどう考えておられるか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

働く方の視点に立った意味の御質問だと思います。厚生年金であるとか、健康保険であるとか、個々によって加入される状況も違うと思います。確かにそういったものを全てフォローしていくのが望ましい任用の在り方だとは考えますが、今後はその辺は踏まえていくといたしまして、今回の制度導入に当たっては、現在の任用を引き継ぐというような形での制度設計でまいりたいと思っておりますので、その辺については引き続きニーズ等々、その辺を見ながら検討していくべきときも出てくるかと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程負担額は4,000万って言われましたけども、この厚生年金とか、健保の負担金額が加わればもっと大きくなってくるわけですね。だから、それは財政上の問題もあるかもしれませんが、働く人にとっては、そういう選択肢を広げていけばいいのかなと私はそう思ってます。ひとつその点は今回はそのままスライドされていくことでしょうかから、将来的にはそういうことも考えていかないといけないと思ってます。それから続けて、パートの方っていうのは掛け持ちが多いんですよ。昼と夜ともう生活苦が厳しくて掛け持ちをされてる方が多いんですよ、私が聞いたところじゃね。結構その苦しい生活をされてるわけですよ。そうすると兼業禁止というのが公務員にあるわけですけども、その兼業禁止は容認されるわけでございますかね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

会計年度任用職員という職員に位置づけはされますが、国の制度全体の構築の在り方としては、兼職、兼業、可能なものとなっておりますので、そのような方向で導入設計をしております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると兼業は今のところ、この制度は許可されてるということでいいんですね。それと、やはり公務員という身分が今回出てくるわけですがけれども、研修を充実させていかないという考えっていうか、そういう方向性っていうのはあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

もちろん処遇面のほかに、こういった研修とか、健康診断というようなところにも及んでおります。もちろん研修等も必要に応じて機会を設けていくべきというふうに考え

ております。今具体的にどのような研修を行ってというところまでちょっとまだ考えが及んでおりませんが、方向性としては、制度上認められておりますことは、必要なものについては積極的に導入をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、募集要項で1年ごとになっておるわけですね。1年ごとに募集して、その登録者の中から各課が選んで採用しているのが現状なんですね。今も現状は1年ごとなんですけども、今回の場合は1年ごとに募集して決めていくというスタイルになるわけですけども、毎年ですね。そうすると、募集して試験を行わないといかんですね、今の制度では。試験というのはどんな要領でやっていくのか。公務員みたいに募集して、正式な試験をして採用するという方法とまた違ったやり方なのか、1年ごとですからね。その試験の内容、公募して、どういう基準で採用していくか何か方向性としてありますか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

会計年度ごとという意味合いがございますので、公募っていう意味では掛ける人が出てくると思います。ただ、雇用された方に対しては更新ですね。人事評価、能力実証に更新ということが出来ますので、そのまま募集を掛けることなく引き続くっていう方法もございます。公募掛けたあとの選考の話になりますけど、必ずしも筆記試験によるものではなくて、書類選考というのも認められております。だから書類選考、実質的には個別具体的に試験を行っていくというよりは、例えば面談をするっていう方法もあるでしょうし、書類を提出していただいてその中から選考するという方法もあります。任用に関しては総務で一括ということではなくて、それぞれの専門職を任用している所管所管でそこに入っていただいて、こういった職種の方、適った方が必要であるとか、そういった適正を見極めていただくというように考えております。だから試験によらず選考という形があり、更新という形がとれるということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

いただいた資料でフルタイムの会計年度任用職員になる予定の人はいないということと、あと今後のことはこうする、しないっていうのは言えないっていうのも理解した上で伺いたいんですが、実質的にフルタイムの会計年度任用職員というのは、ほとんど正規職員と同じ職務内容とかなのに、1年ごとの任用で給与の等級も1級か2級に固定というような感じで、非常に雇い側に都合のいい制度になっているような形になると思うんですね。なので、実際にフルタイムの会計年度任用職員を採用するのであれば、



雇われる側は正規職員として雇われたいと思うでしょうし、本来行政というのは正規職員を中心として行っていくべきかなと思いますので、一応長与町として今後も基本的にこのフルタイムの会計年度任用職員を雇用するような業務や条件であれば、正規で採用した方が良いんじゃないかと思うんですが、そういう正規の方で行政をやっぱり運営していくっていうのが、考え方としてそうしてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この会計年度任用職員と正規の職員との違いというのは、この制度導入に当たって、最初、検証する必要がございました。やはり職員としての責任、職責を果たすっていうところと、それを単に事務というところで行う。こういった視点もあるんですね。もしこのフルタイムの任用がもう全てを伴うものであったら、議員がおっしゃるように私も職員の方で任用していくべきものだと思います。ですので制度としては残しておくべきと。ただ職員までは要らないんだけど、時間帯ですね。常勤と同じ時間の方がフルタイムという括りになってますので、どうしてもその時間の任用が必要だと、しかし、職員としての責任、そこまで果たすところまでは及ばないという方、あくまでも職員との切り分けをした上で任用っていうのはあり得るというふうには考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

附則の第4条で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というところで改正の別表を載せていただいているんですが、条例と比較して、新しいこの改正表から外されている方たち、外れた方たちが新たな別表2の対象になるということで理解をするんですけども、中にちょっと2、3点どうなるのかなというのがありましたので、ちょっと質問をさせていただきます。現状ある別表の中に介護保険認定職員Ⅱというのがあって、調査1件4,000円というのがあるんですよ。それと徴収嘱託員月額3万5,000円、加算額が訪問1件につき200円とか、いろいろあるわけですけども、こういう方たちも今回の別表から外れておるわけですよ。だから、新しいこっちの表の方に位置付けされるのかなという思いでおるんですが、こういった方々はこの新しい別表の1から5までの中のどこに入るんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

1件当たり幾らっていう方の現状がある中で、これをそのまま1件当たり幾らの費用をお支払いするという形での会計年度人用職員制度への移行がないんですね。そういつ

た中で、新制度の別表2の中におきましては、時間幾らでお支払いをするという形に置きかえて、介護認定調査員の方は、別表2の(4)番のところに入っていきます。もう1つの方法がこういった移行をしない場合、委託っていう形でも残るんですよね。制度上は可能なんですね。だからこういった時給幾らに換算した形での制度移行というふうに今捉えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そうであれば今回新たな改正の別表を載せていただいているんですが、ここから外れた方の中にも今回新しい制度にも載らないという方もいらっしゃるということですよ。そういうことで理解してよろしいんですか。そういう方達は、ここでは審議できない、分からないということですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

基本的な考え方として、削除したものは会計年度任用職員の方へ移行するという形で取り入れています。そういった中で名称が従来と変わるものもあれば、ちょっと見えにくくなっている部分もあるかと思えますけど、移行をしていくという形に捉えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私もそういう理解でおったものですから質問をさせていただいて、特にこの介護保険認定調査員というのは、今度新しい表からはもう削除されてるんですよね。ところが今条件を見ますと調査1件につき4,000円なんです。これが月額にされてこの人達にどれくらい、調査が数によって変わるっていう話でしょうから。今回の新しい別表の報酬基準月額表に載せるのは非常に難しいんじゃないかなと思って、どこに位置するんでしょうかっていうことをお聞きをしたんですが、一応この新しい基準の中には外された方は載るってことですよ。そういう理解でよろしいですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この別表第2の方に先程の特別職の非常勤の表から外れたものについては、基本的には移行するという事でお考えいただいて結構です。ただ、おっしゃるように1件幾らっていうのをどれだけ時間で1件やってるのかって非常に難しく、そこら辺はもう所管課の実情に応じて算出していただく。もしくは、もう1つの方法は、近隣自治体がそういった職も同様に定めていきますので、どのような単価で定めるか、この2点の方向

性から検討していくような形にしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あんまりよう分からんやったですけど、今日資料いただいた中で②の給与改定モデルを見ますと、一番右の年収差額、予想なんでしょうが、ここに一定幅があるんですが、差のですね。これは恐らく私が考えるには、先程から申し上げてます別表2の給料表のどこに個々の方を位置付けるかで、この差が出てくるのかなと思っておるんですよ。例えば一緒の職種の方でも勤続10年の方とか、2年の方とか、いろいろいらっしゃると思うんですね。だから、ここのスタートをこの基準月額表のどこに位置付けますよという、個々に違うのかなという気もしておるんですけど、そのことで最終的には年収の差が出てくるのかなというふうな感じをしておるんですが、そこの当てはめ、そこはどうですかね。そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

本条例で会計年度任用職員の給与額っていうのは、上限と基本となる級と定めるわけなんですけど、先程から言ってきました年4号の昇給を掛けていくっていう考え方もあります。その中で前職を換算していくというところも、当然、取り入れて行く予定にしております。そういった中で現在勤めていらっしゃる方の月額給をもちろんベースとして、どうあるべきかと考えておりますので、そこをちょっと本日どこに位置付けると申し上げられませんが、ここでモデルを示すような形で基本的にはその処遇は年収ベースにおいても、できるだけさほどひどく落ちることなく、報道で言われたように、そういったところへ位置付けをしていきますので、その中であとは前職を何年で到達するかというところ、ここが一番今悩んでいるところではあるんですけど、現在の方は今従事している公務に100%従事しているという感覚からいけば運用上、その最高値のところには付けれないかというふうには捉えておりますが、ちょっと確定事項ではございませんので、はっきり申し上げられません。かと言って、新規に雇う方、この方たちも当然、前職等見ていきますが、あくまでも会計年度という単年度っていうところで捉えておりますので、5年、10年掛けて上限額に達するというところでも考えておりません。あくまでも働く側から考えると、現在の報酬は幾らだということでの募集になってきますし、その辺をちょっと踏まえて年数のところは今後、今まさに大詰めで詰めておるところですが、そういう状況で考えているところです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

お聞きをしているのが、なったあとの昇給の状況じゃなくて、今、既に現行の条例にある別表に則って報酬とかいただいておりますよね。皆さん今働いている方たちは、そういう方たちは例えば、なったばかりの人も、10年、15年勤めてる人もこの別表に基づくわけですから、一緒の報酬を貰われてるわけですね、今。だから、今回移行したときにスタートが一緒になるんですかっていうような質問をしてるんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

現在、任用されてる方、あくまでも新たな制度が始まるので前職換算ですね、新たなスタートになるんですよ。前職換算をする中で勤務年数、その方の経験っていうのが出てくるんですが、運用の中において公務経験に従事されてるっていうところが100%とれるという運用もあるんですね。だからその辺も踏まえてばらついた任用も考えられますけど、その前歴を見たところでの位置付けになるということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうことであれば前歴を換算して一応はめ込んでいく。だからスタートは違うんだという理解でいいんですか。だから当然、給料のスタートが違えば年収辺りも違ってくるといような、そういう理解でいいですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

はい、その理解で結構です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと聞き忘れたんで。学校関係がおられるんですよ、パートタイムで。例えば教員補助員とか、相談員とか、それから特別支援教育支援員ですかね。いわゆる町の職員、町の管轄に置かれてる方たちがおられるわけですね。それと外国語指導助手っていうのもおられます。これは一応この条例に外国語指導というのがありますんで、これが適用されるかもしれませんが、この人たちっていうのは、この別表第2の(5)ですかね。「(2)から(4)までに掲げる」これに該当してくるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

学校関係の任用されてる方々も幅広くおられます。基本的に事務の方というのは（１）の一般事務のところを適用していきます。そのほか教育関係の相談業務こういったところの資格辺りをお持ちの方は、こちらでいう（５）の（１）から（４）に依らないっていうところを使っていくようになります。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

それと学校の先生っていうのは県職になるんですよね、県職にね。学校関係は町の職員と入り混ざっているんですよ。県職の人たちは長崎県の制度が適用されるわけですね。そういうふうに考えていいんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この条例は、本町が任命権者となる場合での適用になりますので、その他の任用については任命権者ですね。県で雇われれば県の条例の適用になると思います。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

1点確認なんですけれども、総務省から今回のこの通達があって、その中に職員組合との十分な協議が必要ということで付されているかと思うんですが、この点今回の条例を上程するに当たり職員組合との協議、あったとすればどういう内容のものか教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今回の条例案を作成するに当たって会計年度任用職員の在り方っていうところを協議するときに、各部からの職員を代表選出、それと職員組合からもその中に入ってもらってます。そういった中で長期間に亘ってどうあるべきっていうのを組合の立場からも御意見等いただきながら進めてきて、そこの大体集約できた案を落とし込む。今回上程する形になってますので、直前での協議っていうのは、組合としてっていうよりもそういった中で一緒に進めてきたっていう言い方はちょっとこれもおかしいんでしょうけど、提案をいただきながら組合の執行部、役員辺りと話をしながらきたところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回移行することで、現状の働いておられる方が執行部から考えてちょっと現状より厳しくなるとか、何か不利益を被るような、私聞いとったら良いことばかりじゃないのかなと思うんですよ。だからよろしいなどは思って聞いとるんですが。先程、兼業も認められるんだという話もあったし、何かちょっとこう、今そういう仕事に就かれてる、関係して就かれてる方たちが、この改正によって、ちょっと不利益を被るとか、厳しく勤務条件がなるとか、そういったことは何か懸念するところはないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

不利益を被るというのが正解か分かりませんが、一般的に分限懲戒等の処分の対象になるというところが一番大きいのではないかと思います。そういったのも含めて、先程委員からもありました研修辺りの中で、会計年度任用職員というのを説明をしながら取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（河野龍二委員）

時間も12時になりますので、とりあえず休憩して午後からまた再開したいというふうに思いますので、午後の再開を13時15分にして今から休憩に入ります。

（休憩 12時00分～13時11分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先程浦川委員の方から不利益の話が出てたんですが、パートタイムの任用職員についても地方公務員法が適用されるということだと私理解してるんですよね。で、採用に関して、今の職員等に関しては地方公務員法の16条、いわゆる欠格事項が適用されてきてると思うんですが、このパートタイム任用職員についてはどのようになるのか、確認をしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

ちょっとお調べして、すぐ回答させていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは、また別のことで、今、常勤職員につきましては、一定年齢に達すると昇給が止まっている状況だと思うんですけども、パートタイム任用職員についてはどのよ

うになるのか、そこをお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

パートタイムの任用職員でございますが、月額で勤務する方っていうのが、今回条例の方で上程します上限額を定めるというような形。最初雇用されてから、今検討中でございますが、例えば2年ないし3年の間昇給を続けて、そこで頭打ちになるということです。時間額の方につきましてはそのまま、昇給という形をとらずに同じ時給で移行すると、しかし、人勧の影響を受けてくるということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

理解しました。それと1つ、これ教育委員会なんでしょうけども、ALTですね。外国人指導助手と言うんでしょうか。給料表載ってるんですけども、この扱いについてちょっと条例を見る限りでは、はっきり分かりません。分からないというか、ちょっと理解しきれない。今、国のジェットプログラムを活用した雇用になってると思うんですよ。以前は民間に委託という形で、その場合には、これには該当しないわけですね。委託ですので。今回ジェットプログラムについては、これに該当するというふうに国の方の資料に書かれてたんですが、この給料表の一番最後にある外国人指導助手というのがこれに当たるのか、その確認をちょっとさせてください。

○委員長（河野龍二委員）

関口係長。

○係長（関口直人君）

委員がおっしゃるように、別表第3の外国語指導助手に係る勤務年数別報酬表というものが、ジェットプログラムを活用したALTの職員の給与表となっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

現実この雇用年数って大体どのくらいのもんで来ているんですかね。と言うのは、4年目、5年目ってかなり高額な報酬だと思うんですよ。これ特別職、議員よりもはるかに多いですし、ほかの特別職に比べても多い報酬額となっていると思います。実際は何年ぐらい勤務されてるのか。まずここ分かりますか。

○委員長（河野龍二委員）

関口係長。

○係長（関口直人君）

今いらっしゃるALTの方が何年目というのが把握をしていないところなんですけれ

ども、ジェットプログラム自体で最長5年となっておりますので、それよりも短い期間での任用となっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

いただいた資料のカラー刷りの方ですけれども、会計年度任用職員に該当される方が、自分が該当するのか該当しないのかで、いわゆる期末手当を自分が受けるのか受けないのかっていうのがあると思うんですね。ここに下に専門職員が3つちょっと書かれています。具体的にこれ以外で当たらない人、いわゆる当たらない人と言った方が早いかなと思うんですけども、当たらないっていうのはどういう職の方が当たらないのか。例えば議会で雇用をしているパート職員。これは雇用期間が2か月しかないので当たらないとは分かるんですね。それ以外に、こっち聞いた方が早いですかね。こんな方々は当たるよっていうのを参考にもう少し出して、ここ3つは出てますけど、もう少し例を出してもらえませんか。実際に今勤務している状態で。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

基本といたしまして、先程ちょっと例示がありました議会にいらっしゃってるパート、この方たちもパートタイムの会計年度任用職員に該当します。ただ時間額で報酬を受け取るもの、期末手当の支給というのは6月以上っていうようなところの要件が掛かりますので、そこでは支給がされないということになります。具体的に何件か申しますと、例えば収納推進課にいらっしゃる収納推進専門員であるとか、地域安全課の危機管理専門員、それから健康保険課の重症化予防指導員であるとか、あとは包括にいらっしゃってる専門職の方々、また福祉課でいうと障害者相談支援専門員であるとか、原爆被爆者健康生活相談員、こういった方々が該当してまいります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

附則以下の条例改正の分なんですけど、本来であれば議案として、当然、議案の提案説明がなされるようなものだと思うんですけど、そのことについて条例ごとに簡単で結構ですので、こういったものがこういう改正、取り扱いになりますとか、そういう簡単な説明で結構ですので説明をお願いをしたいんですが。7本ですね。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず、第2条でございますけども、こちらは会計年度任用職員が分限の対象になると



いうことから、この分限を謳ってる条例の中に会計年度任用職員を規定をするというものでございます。同じく第3条、懲戒の処分、手続効果に関する条例ですね。こちらの方でも対象となることから会計年度任用職員の規定を設けたものでございます。第4条につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中から、別表、こちらの方から会計年度に移行する職を除外し、同時に本来特別職の非常勤職員でないもの、こういったものを整理する必要があるということからの整理したあとのあるべき姿を入れた表になります。第5条も、水道局職員の給与種類というのが、現条例が予算の範囲内で支給することは可能となるというふうになってるんですが、そこに同じく会計年度任用職員が規定をなされて対象とするというものでございます。それから第6条になりますが、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を現在定めているものがございませぬので、この中に準用できるように会計年度任用職員の規定を設けて、また、勤務時間休暇等に関する規則というのは、新たに制定する必要があるということで、別途制定をする予定にしております。そして第7条、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、これが公表の対象が常勤職員と同じ勤務時間というような意味合いから、フルタイムの会計年度任用職員、この方たちが公表の対象に加わるというものを明記したものでございます。そして、第8条でございますが長与町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、この中に条例の引用条、別の条で引用したときに育児休業中のパートタイム、会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給できるような旨が変わってまいりますので、その旨を除外するというものをここで改正を行うと。基本的にこの会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる条例の改正を行うものでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体分かったんですが、この6条の勤務時間ですね。それぞれどうなんですか。今回対象になられる方というのは、必ずしも同じ時間働いておられるんじゃないと思うんですけども、そこら辺は今までどおりでここに書き込むということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員のおっしゃるような話になるんですけど、勤務時間、休暇ですね。この辺が常勤職員の規定があつて、そこをそのまま準用はできないわけですね。勤務時間が当然違いますので。そういったことを網羅していくというような形で制定を考えております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今回の法改正も含めてですけど、働き方の待遇改善っていうふうな部分では、非常に良い部分もあるんですけども、やはりその懸念されるのが、いわゆるこの正職員の枠を狭めていく可能性があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。同じような仕事をして、1年間の雇用期間という条件がある中で、待遇等々含めて正職員と同じような対応になる。ほとんどが同じようになるわけですよね。給料の差が違うという形になってしまうというところでは、本会議での一般質問でもありましたけども、交付税のトップランナー方式ですね。いかに行政コストを下げるかというところで、そういう交付税の算定基礎になってくるといことで、そうすると人件費の削減というのが一番コスト削減になるんじゃないかなと。とりあえずその正職員の削減が大きくコスト削減になるんじゃないかなというふうな形で、非常に懸念してるんですけども、その辺はどのように考えていらっしゃるか、お答えがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かに財政的な事情という観点の話でございますけども、正職員の削減というのは、また別のところで考えております。どうしても行政サービスを行うには必要な人数というのが確保する必要がありますので、それに加えて現行職員では賅いきれないところを現在の非常勤の職員にお願いをすると。そこを現行そのままスライドをして、もちろん人件費が増えるというところでは、一定大きな問題にはなってくると思うんですが、だからと言ってそこを抑えていくっていうところは、なかなか現行難しいと。抑えた形での改正っていうのが、どうしても現行の改正を進めていく上では、大変困難なところがあると。今後、業務改善等を含めた中で職員の事務改善、それから会計年度任用職員の任用の在り方ですけども、この辺は抑制という形に決して持っていったらいけないんで、全体的に見直しの中で歳出の抑制といいますか、人件費が掛かり放題にならないように事務効率を考えて取り組んでいかなければいけないと思っております。ですので、今回の改正によって一定の増がなされるわけですが、これを今後膨らませていくというよりは、このままを推移しながら行政サービスを続けていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

当面はこういう体制でいこうというふうに、僕はそう思うんですけども、ただ一方で地方自治体は人口減少が進んだりとか、過疎化が進んだりとかっていうことで、当然そういう分、やっぱりよく言われるのが、行政改革でいかに低コストで運営するかと

いうふうな発想になると思うんですよ。それを極端に言えばこれがそういう先駆けかなと私はちょっと感じたんですけどもね。本来はやっぱりこの定数枠がこの先いわゆるパートだとか、任用職員を採用することで定数枠を減らしていくというのが、何か考えられるんですよ。予測が立つといいますかね。何かそういうふうに思われてしまうんですけども、その辺組合としては何かそういう御意見が出なかったんですか。組合との協議もされたということですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

その点については特段意見というのは出てはいないところなんですけど、逆に現状の定数というのはございますけど、働き方改革というのが一緒に進行しております、人事を司る私達は、財政面ちょっと別の部署の話でございますので置いといて、やはりそれなりの人員の確保っていうのは、今後も要求していく必要があると考えております。

○委員長（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

財政面でそういうところが懸念されるんじゃないかなというふうに、そこを多分絶対しないとは言えないと思うんですよ。これは将来的にどうなるかまだ分かりませんし、そこが非常にしやすくなる制度ではなかったかなっていうふうな懸念をするもので、ちょっとそこはそういう意見として発言させていただきますけども、もう1つは、今、管理公社の扱いはこれどうなっていくんですか。そこは今後どうなっていくんですか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

管理公社の運営というのはちょっと大きな問題になってくるんですけど、この制度を導入することによって管理公社の職員が増減をするとか、影響を直接受けるというようなことは想定はしていないところでございます。

○委員長（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると管理公社の職員は管理公社の採用枠の中で現状どおり、こういう制度が導入されるというわけではない。現状どおりの形で労働、就労していただくというふうな状況、管理公社が無くなるだとか、そういったものもないわけですね。ちょっとそこまで確認させていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

管理公社も試験があつて採用されてる方もいらっしゃる、非常勤の方もいらっしゃる。一度こちらの方に移行するに当たって退職をしてくれないとか、非常に大きな問題もあります。なので、会計年度任用制度っていうのが、非常勤、嘱託職員、この辺の制度の見直しをするものであつて、とりあえず本町で任用されてる方々の適正化を図るということで、管理公社の職員にまで影響を及ぼすということはありません。

○委員長（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

参考までに分ればですけど、管理公社の職員はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

所管が契約管財課の方になるんで、私どもは把握をしておりません。

○委員長（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

条例のところでお伺いします。第5条のフルタイムは今のところ本町では無いということですけども、この第5条で任命権者っていう言葉が出てくるんですよね。パートのところでも任命権者って出てくる。外国語指導助手のところも任命権者という言葉が出てくる。任命権者というのはどなたを指しているのか、教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

任命権者はそれぞれ執行機関の長となりまして、町長であったり、教育長であったりということになります。

○委員長（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

先程の安藤議員の御質問にお答えします。会計年度任用職員についても地方公務員法の適用がなされるということで、御理解を賜りたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それでは来年度のことですけども、これの確認方法は身元証明書ですか。多分公務員の正職の場合は身元証明書の提出が必ずあると思うんですけど、皆さんに身元証明書を提出していただくという確認方法になるのでしょうか。それと併せて同じく条例の中で、職員のサービスの宣誓も該当してくるんじゃないかなと思うんですよね。この宣誓書の提出についても、やはり会計年度任用職員についても行っていくのか。結構事務的に煩雑になってくるのは、採用、今までとはちょっと違う形になってくるのかなと思うんですけども、その辺りの整理っていうのはされているのか。今3点、質問しましたが、まず身元証明書で確認するのか。あとサービスの宣誓について。それと全体的な確認方法はどのように行っていくのか。よろしくお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず身元証明書の件でございますが、現在の任用の予定としてちょっとそこまで踏み込んだところは、まだやってないところがございます。2点目のサービスの宣誓に関しては、宣誓いただく必要があります。何らかの方法で宣誓いただきたいと思っております。3点目が全体的な整理を行っているのかという御質問ですが、そこを含めてちょっと今後検討していくというような状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第80号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。場内の時計で1時55分まで休憩します。

（休憩 13時40分～13時56分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。ただいまから所管事務調査、通学路の整備についての件を議題といたします。先日、議会報告会におきまして、上平方面、平木場方

面の通学路が未だ整備されてない状況にあるということ。何度も行政にお願いしているが検討中であるということ。通学路だけではなく、防災面や、平木場地区としての洗切地区との交流にも役立つというふうな感じで要望が出されておりました。これについて議会の対応としては、委員会ですら所管事務調査をして実施し、申し入れるよう検討するというふうになっておりますので、その分について、現状の状況と今後の方向性を確認できたらというふうに思います。それで教育委員会の方から、ただいまの状況について説明できる場所がありましたら、説明をお願いしたいと思います。

金崎理事。

#### ○教育委員会理事（金崎良一君）

それでは説明をさせていただきます。この道につきましては、先程おっしゃられました上平、下平から洗切小学校の裏門の所に抜ける道でございまして、問題点として4点あることを把握をしています。1点目は、上平、下平の方から下り坂になるんですが、その下り坂が雨のときに大変滑りやすくなっているという点が1点です。これは平成27年度の通学路点検をPTA、あるいは地域の方々と学校がやった折にその点が問題点として出ております。2つ目ですが、これは3年前に私が長与第二中学校の校長であるときに、最初にここの道に案内をされました。どこが危ないかと言いますと、ここには崖があります。上から下りてくるというふうなことを想定していただくと右手の方に崖がございまして、6月になりましたらその崖の所にマムシが発生をして、たまにそこから下りてくるような状況があるというふうなところで、その点が危ないんですっていうふうなところが2つ目にあります。3つ目ですが、この道の出口の所ですけども、小さな溝になるんですけども、雨が降った折にかなり嵩が増えて、しかもそこにガードレールが今は付いていますが、それまで付いておらず、幼い子どもだとそのまま水に引き込まれるような、そんなふうな勢いでございました。今はガードレールが付いてるので覗き込まない限りは中には入りませんが、非常に降水量が多いときには水量として危ないというところが3点目、そして4点目が、昨年度ですが、大変暗い道でしたので、そこで女子児童が不審者につけられるというふうなことの事案がありまして、それは警察の方にも届けまして、すぐに警察とも安全点検を行いました。という点で4点、ここには課題があるかなというふうに思っております。なお、この点検につきましては、学校もしておりますが、学校教育課の方でも、学期が始まる直前に必ず1回は、年に3回はここを必ず見ているというふうな状況を今確認してる状況です。ただ、ここの所が赤道等もありまして、ここ広げられるような状況ではないかなというふうに思っておりますし、崖の方もなかなかそういうふうな工事ができるような状況の所ではないというふうに思っておりますので、やっぱりその状況をこれまでもずっと見守ってるというふうなことがあってる通学路でございまして。

#### ○委員長（河野龍二委員）

休憩の中で、ちょっと深めていきたいと思っておりますので、休憩に入りたいと思っております。

(休憩 14時00分～14時19分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

通学路の整備についての所管事務調査ですが、現状、先程説明がありました4点の課題があるということで、いずれもその課題については、教育委員会としては、現状のところ対応しているというふうな形を確認して終了したいと思います。

明日も9時半から委員会開会いたしますので、本日は閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(閉会 14時20分)